

指定工事店・責任技術者の異動等について

①指定工事店更新手続きは、登録を行った年度から**5年ごと**の更新となります。

(※責任技術者については、講習受講年度によって登録期間が5年以下の場合もあります。)

更新年度の1月上旬頃に更新手続きについて通知をいたします。

②指定工事店及び責任技術者に次のような異動等があった場合は、速やかに各種様式に必要書類を添付して提出願います。(各種証明書は3か月以内に発行された原本を提出願います。)

・指定工事店異動届(様式第4号)

指定工事店	必要添付書類	
	法人	個人
組織の変更	登記事項証明書(商業登記簿謄本) 定款の写し 代表者の住民票抄本の写し (マイナンバーの記載ないもの) 合併、営業譲渡等の場合は、事業(営業権)の継承が確認できる書類 指定工事店証	
代表者の異動 ※役員の異動については提出不要	登記事項証明書(商業登記簿謄本) 定款の写し 代表者の住民票抄本の写し (マイナンバーの記載ないもの) 代表者の履歴書 代表者の身分証明書 指定工事店証	住民票抄本の写し (マイナンバーの記載ないもの) 履歴書 身分証明書 指定工事店証
商号の変更	登記事項証明書(商業登記簿謄本) 定款の写し 指定工事店証	商号を変更した事実が確認できる書類 指定工事店証
住居表示の変更	登記事項証明書(商業登記簿謄本) 住居表示変更された旨が記載された通知書の写し 指定工事店証	住民票抄本の写し (マイナンバーの記載ないもの) 住居表示変更された旨が記載された通知書の写し 指定工事店証
事業所の移転	登記事項証明書(商業登記簿謄本) 定款の写し 事業所の平面図及び付近見取り図 事業所の写真 賃貸借契約書(賃貸の場合) 指定工事店証	事業所を移転した事実が確認できる書類 事業所の平面図及び付近見取り図 事業所の写真 賃貸借契約書(賃貸の場合) 指定工事店証
事業の廃止・休止	指定工事店証	指定工事店証
電話番号の変更	なし	

・責任技術者名簿（様式第2号）

指定工事店	必要添付書類
責任技術者の異動	排水設備工事責任技術者証の写し
	選任技術者の所属が確認できるもの（組合健保の写し 等）

・責任技術者登録申請書（様式第5号）

責任技術者	必要添付書類
新規登録	住民票抄本の写し（マイナンバーの記載ないもの）
	写真（最近3か月以内に撮影した上半身のもの、縦3cm×横2cm）2枚
	排水設備工事責任技術者試験合格証の写し
更新	住民票抄本の写し（マイナンバーの記載ないもの）
	写真（最近3か月以内に撮影した上半身のもの、縦3cm×横2cm）2枚
	排水設備工事責任技術者証
	更新講習受講修了証の写し

・責任技術者登録事項変更届

責任技術者	必要添付書類
登録事項変更	住民票抄本の写し（マイナンバーの記載ないもの）
	写真（最近3か月以内に撮影した上半身のもの、縦3cm×横2cm）2枚
	排水設備工事責任技術者証
	その他、変更事項を証明できる書類

◎各種異動手続きに伴う手数料

申請内容	指定工事店	責任技術者
新規指定・登録	20,000円	3,000円
更新による指定・登録	10,000円	2,000円
指定・登録事項の変更等	5,000円	1,000円